税額の算出方法

市民税・県民税の税額は、次の順序で算出します。

(総所得金額のみの場合)

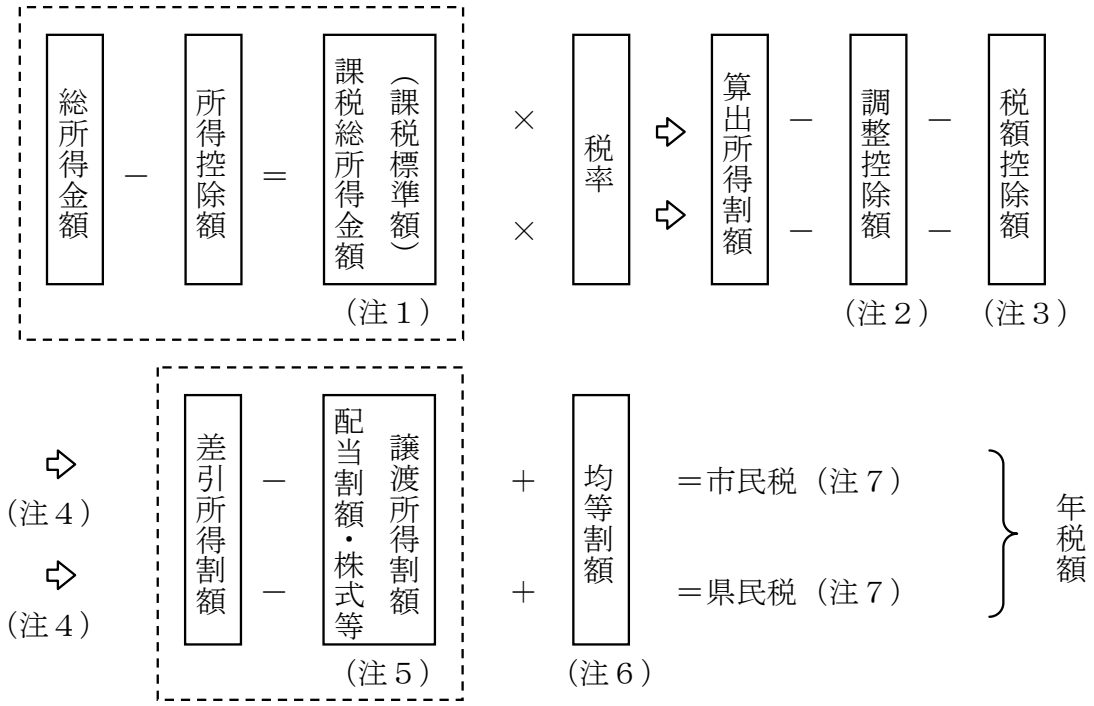

（注１）　1,000 円未満は切捨てます。

（注２）　調整控除の計算方法については、「調整控除」をご覧ください。

（注３）　市民税、県民税の税額控除は、配当控除と外国税額控除です。

（注４）　平成 17 年１月１日現在 65 歳以上の方に係る非課税措置廃止に伴う経過措置に該当する場合、１／３相当額を控除します。

（注５）　所得割額から控除することができなかった金額があれば、充当又は還付します。

（注６）　平成 17 年１月１日現在 65 歳以上の方に係る非課税措置廃止に伴う経過措置に該当する場合、市民税 2,000 円、県民税 600 円となります。

（注７）　100 円未満は切り捨てます。